

第7章 人々がふれあう温かいまち

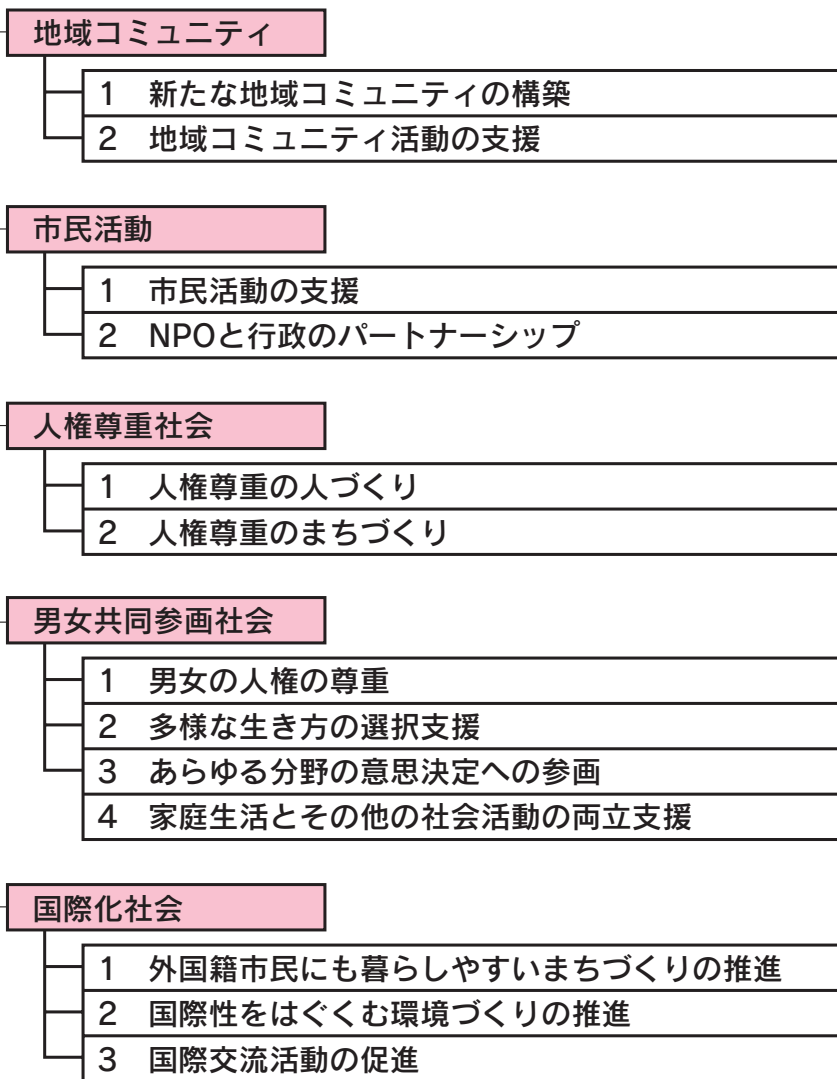
～コミュニティ活動の推進～

今日、地域社会では、都市化の進展や社会構造の変化などにより発生しているさまざまな地域課題の解決に向けて、自治会・町内会を中心とした新たな地域コミュニティの構築が求められています。同時に、市民と行政による協働のまちづくりの原動力として、コミュニティ活動の推進が重要な課題となっています。

市では、こうした地域での取り組みを支援していくとともに、ボランティア団体やNPOなどと協働して市民活動の推進につとめ、基本的人権の尊重を基盤とした男女共同参画社会の実現や、外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりの実現に向けて取り組みます。

施策の体系

人々がふれあう温かいまち（コミュニティ活動の推進）



今後、5年間に重点的に取り組む事業

事業名	事業概要	事業費
新たな地域コミュニティ 推進事業 (コミュニティ推進課)	自治会・町内会を中心に、地域で活動するさまざまな団体や地元の商店などが連携して、互いの活動や情報を共有しながら、防犯、防災、教育、福祉、環境など幅広い視点から地域の課題に取り組む“新たな地域コミュニティ”の仕組みづくりを進めます。	百万円 21
	事業期間	平成18年度～（新規事業）
NPO活動支援事業 (コミュニティ推進課)	NPO（非営利の民間団体）に対する理解を深めるための啓発事業や、NPOと市民を結ぶ情報発信、情報提供の場を設けるなど、地域におけるNPO活動を支援します。	百万円 1
	事業期間	平成18年度～（新規事業）

※事業費は5年間の概算予算額で、財政状況によって変動する場合があります。

分野別の主な計画

計画の名称	計画の内容	ページ
所沢市男女共同参画計画 (男女共同参画室)	男女が社会の対等なパートナーとして、それぞれが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野の活動に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会を実現するための施策を総合的、計画的に推進します。	P106～107 4節「男女共同参画社会」
	計画期間	平成18(2006)年度～22(2010)年度の5年

第1節 地域コミュニティ

現況と課題

◆現況

都市化の進展や社会構造の変化などにより、人と人とのつながりが希薄になっている中、市民の地域社会へのかかわり方も多様化してきています。

いま地域では、自治会・町内会による防犯、防災、交通安全、環境美化などをはじめ、各種のボランティアやNPOなどによるコミュニティ活動が主体的に取り組まれています。

こうした状況をふまえ、本市では、少子高齢化の急激な進展と、人口減少時代の到来を見据え、「活力ある地域づくり」に向けて、自治会・町内会活動の支援や、地域住民が互いに支えあう新たなコミュニティの形成に取り組んでいます。

【主な取り組み】

- 自治会・町内会への加入促進を支援しています。
- コミュニティ活動の拠点となる地域集会所の建設や修繕を、地域の要望に沿って、順次支援しています。
- 自治会・町内会を基盤とした、地域の防犯、防災、交通安全、環境美化などの地域活動を支援しています。

◆課題

- 地域で活動するさまざまなコミュニティ活動が連携し、地域住民が互いに支えあう新たなコミュニティの形成
- 地域における主体的なコミュニティ活動への積極的な支援
- 自治会・町内会の活性化に向けた支援

基本方針

- 新たな地域コミュニティ・ネットワークを構築し、地域情報や地域課題の共有化につとめます。
- 地域のことは地域で決める仕組みづくりに取り組み、地域の主体的なまちづくりを進めます。

■居住社会を住みよくするための活動への協力意向 (%)

積極的に協力したい	(+7)	15.6
	(+6)	26.4
	(+5)	27.8
どちらともいえない	(+4)	21.6
	(+3)	2.5
	(+2)	1.7
全くその気がない	(+1)	2.4
無回答		2.1

出典：市民意識調査(H15)

■自治会・町内会への認識 (単位：%)

	H5年度	H10年度	H15年度
地域のまとまりや問題解決にはかかせない	20.2	15.7	18.0
地域の親睦や相互扶助にはかかせない	18.4	18.6	16.8
地域の防災や防犯にはかかせない	8.2	9.3	14.8
お祭りや行事にはかかせない	6.6	6.0	9.1
寄付や労働奉仕のあつまりである	2.5	4.5	3.8
特に実質的な仕事はしていない	12.9	12.5	8.8
その他(わからない・無回答など)	31.2	33.4	28.7

出典：市民意識調査(H15)

計 画

1. 新たな地域コミュニティの構築

(1) 新たな地域コミュニティの仕組みづくり

地域で活動する自治会・町内会を中心に、地元の商店、事業者やボランティア、NPO等が協力して地域の課題に取り組んでいく横断的な組織として、新たな地域コミュニティの仕組みづくりに取り組みます。

(2) 活動拠点と支援体制の整備充実

新たな地域コミュニティの活動の拠点となる公共施設の整備充実を進めるとともに、行政側のサポート体制の整備も併せて行います。



地域での花いっぱい運動

2. 地域コミュニティ活動の支援

(1) 自治会・町内会活動の支援

地域のコミュニティ形成の中心となる自治会・町内会等の活動を引き続き支援するとともに、その活動拠点となる自治会・町内会等の集会所の建設や修繕などを助成します。

(2) 地域情報の活用の推進

地域で安全・安心に生活するうえで必要な地域の情報を収集し、防犯マップや防災マップ等の作成などを通じて、地域内での情報の共有化と活用を進めます。



住民参加による東川の“川まつり”

5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
よりよい地域社会づくりに協力しようとする市民の割合	69.8%(H15)	現状値以上(H22)
【説明】 地域の担い手である市民の地域コミュニティへの協力度合いを示す指標です。現状値は、市民意識調査(H15)の設問「地域社会への協力意向」で「協力したい」と回答した人の割合です。目標値は現状値以上をめざします。		

第2節 市民活動

現況と課題

◆現況

阪神淡路大震災を契機として、コミュニティの重要性が再認識され、ボランティアやNPO等の自発的・主体的な市民活動に対する期待が高まっています。

本市では、防犯、防災、福祉、環境、教育など多くの分野で市民の主体的な活動が盛んに行われています。こうした活動をもとに、「市民フェスティバル」などの全市民的イベント開催をはじめとして、ボランティア団体やNPOとの協働事業に取り組んでいます。

【主な取り組み】

- 幅広い分野の団体が主体的に参画する「市民フェスティバル」や「ところざわまつり」などの開催を支援しています。
- 福祉、環境、教育など各種ボランティア活動を推進するため、協議会や連合会に対して活動場所の提供や財政的支援を行っています。

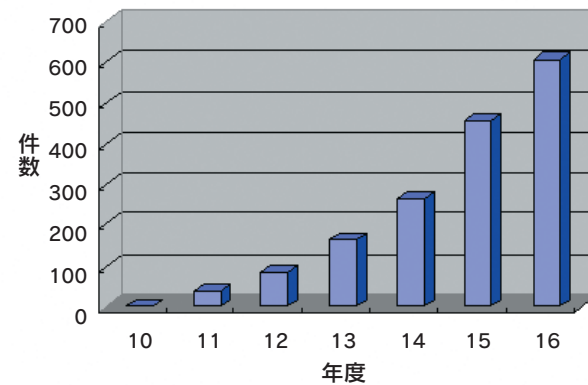
◆課題

- NPO法人の活用など、市民活動と行政による協働の取り組みの推進
- 市民活動への情報提供の充実

基本方針

- 市民の主体的・自立的な活動を積極的に支援します。
- NPOと行政のパートナーシップを推進します。

NPO認証累計件数（埼玉県）



■埼玉県認証NPOの活動分野

保健・医療・福祉の増進	353 団体	59.2%
社会教育の推進	287	48.2
まちづくりの推進	273	45.8
文化・芸術・スポーツの振興	180	30.2
環境保全	161	27.0
災害救援	31	5.2
地域安全	54	9.1
人権擁護・平和推進	101	16.9
国際協力	112	18.8
男女共同参画社会の形成の促進	74	12.4
子どもの健全育成	282	47.3
情報化社会の発展	37	6.2
科学技術の振興	12	2.0
経済活動の活性化	57	9.6
職業能力開発・雇用機会の拡充	70	11.7
消費者保護	27	4.5
団体の運営活動の連絡・助言・援助	282	47.3

資料：埼玉県(H17)

※表中の右の%表示は、NPO総数(596団体)に占める活動分野の割合(1団体で複数分野の該当があるため、総計は100%を超えます)

計 画

1. 市民活動の支援

(1) コミュニティづくりの促進

市民の連帯意識や郷土意識の高揚をはかる機会として、「市民フェスティバル」や「ところざわまつり」などのイベント開催を通じ、市民のコミュニティづくりの促進と自主的な活動の場の提供を引き続き行います。

(2) NPO、ボランティア団体の支援

NPOやボランティア団体、生涯学習活動団体などさまざまな団体の情報発信と、それを求める市民への情報交換の場を充実させます。

また、NPOやボランティア団体の活動を進める上で必要となる相談・助言などに対応できる体制等の整備を行います。

2. NPOと行政のパートナーシップ

さまざまな行政課題の解決に向けて、行政が自ら対応するだけでなく、NPO等の自主的活動を展開する団体と連携した業務委託による活動機会の創出や拡充、共催・後援等による事業連携などの取り組みを積極的に進めます。



ボランティア活動(日本語講習会)



市民フェスティバル



5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
市内のNPO法人数	20法人(H16)	50法人(H22)
【説明】 主体的な市民活動の充実度や行政の支援策の実効性を示す指標です。現状値は、市内のNPO法人設置数です。目標値は現状値の2.5倍をめざします。		
NPO法人との協働事業数	2事業(H16)	5事業(H22)
【説明】 NPO法人と行政のパートナーシップの度合いを測る指標です。現状値は、市のNPO法人への委託事業数です。目標値は現状値の2.5倍をめざします。		

第3節 人権尊重社会

現況と課題

◆現況

憲法に規定される「基本的人権の尊重」を、日常生活を通じて実感できる社会の構築は、私たちにとって共通の願いです。

女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国籍市民などに関わるさまざまな差別の解消をはかり、ソーシャル・インクルージョンの考え方に立った、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

本市では、こうした考え方にに基づき、学校教育、社会教育やさまざまな生涯学習の場を通じて、人権意識の高揚に取り組んでいます。

また、公共施設や行政サービスなど、誰もが利用しやすく、わかりやすいユニバーサルデザインの取り組みを進めています。

【主な取り組み】

- 市主催の各種研修会をはじめ、所沢市人権教育推進協議会と連携した指導者養成事業などに計画的に取り組んでいます。
- 児童生徒に対する人権教育資料として、人権文集「ともだち」を毎年発行しています。
- 人権問題に関する啓発ビデオや16ミリフィルムを整備し、小中学校や公民館における学習活動への利用促進をはかっています。平成17(2005)年4月現在で74タイトルの教材を保有しています。
- 所沢市民体育館や所沢航空記念公園野球場、新所沢地区複合施設の建設にあたり、計画段階から障害者の意見を取り入れるなど、ユニバーサルデザインの取り組みを進めています。

◆課題

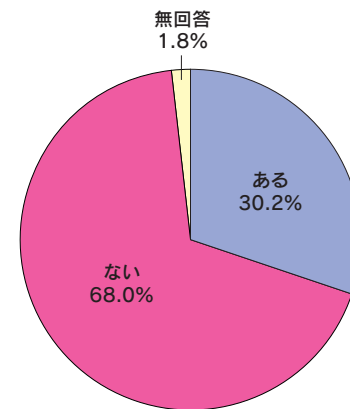
- あらゆる場を通じての人権教育の推進
- 人権に関わる相談業務の充実
- 関係機関、事業者、地域との連携
- 地域コミュニティの連携強化
- 障害者等の自立支援、就労支援の促進
- ユニバーサルデザインの取り組みの推進

基本方針

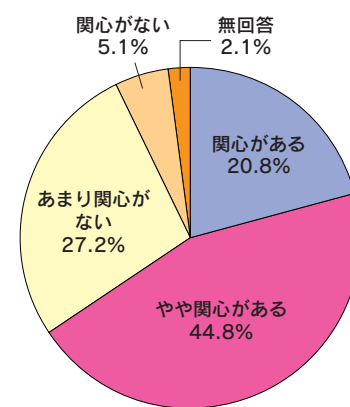
- 市民一人ひとりが互いを尊重し、助け合う、差別のない地域社会づくりをめざします。
- あらゆる機会を通じて人権教育の推進につとめ、市民の人権意識の高揚をはかります。

■人権に関する意識

【人権侵害経験の有無】



【人権問題への関心度】



出展「人権と同和問題についての意識調査報告書」
入間郡市同和対策協議会(H14)

■人権問題に関する関係法令・計画

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発に関する基本計画
- 埼玉県人権施策推進指針
- 埼玉県人権教育推進プラン

計 画

1. 人権尊重の人づくり

(1) 生涯学習を通じた人づくり

生涯学習では、誰もが共に学び、育ち、生きていくことができる地域社会をつくるため、地域課題の解決に向けて行動していくための学習機会を充実し、学びによる人づくり、地域づくりの取り組みを進めます。

(2) 学校教育における人づくり

学校教育では、教育内容の充実をはかる一環として「人権教育の充実」を掲げ、個人の尊厳や基本的人権に関わる問題への正しい理解と認識を深め、積極的に差別をなくしていくことのできる児童生徒の育成に、引き続き取り組みます。

(3) 社会教育における人づくり

社会教育では、「人と地域をはぐくむ社会教育の推進」に向けて、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国籍市民などをめぐる人権問題について、正しい理解や認識を深めるための取り組みを進めます。

(4) 行政・企業等における人づくり

市は、人権教育を推進する先導役として差別のない、明るい地域社会づくりをめざした研修活動に継続的に取り組んでいくとともに、市民や企業等への普及啓発を積極的に進めます。

2. 人権尊重のまちづくり

(1) 地域コミュニティの協力・連携

社会問題化している高齢者や児童に対する虐待、ドメスティック・バイオレンスの問題をはじめ、ホームレスや外国籍市民など、外部からは実態が見えにくく地域から孤立しがちな人々への支援対策として、地域の諸団体や住民相互の協力・連携を強化します。

(2) 人と情報の交流の場づくり

高齢者や障害者、外国籍市民などへの理解を深め、誰もが共生できる社会の実現をはかっていくため、学校や地域の中で直接ふれ合える機会を設けるなど、気軽に相談や交流ができる環境づくりを進めます。

(3) ユニバーサルデザインの推進

誰もが参加しやすく、暮らしやすい社会をめざして、ユニバーサルデザインの取り組みを進めます。

5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
差別のない社会づくりに対する満足度	57%(H17)	62%(H22)

【説明】人権施策の取り組みを測る指標です。

現状値は、市民意向調査(H17)の設問「日常生活で誤解や偏見があると思う」に対し、「いいえ」と回答した人の割合です。目標値は現状値から5%向上をめざします。

第4節 男女共同参画社会

現況と課題

◆現況

今日、家庭や職場など社会のあらゆる分野で、男女が対等なパートナーとして、共に責任を担い、喜びを分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

しかしながら、性別による固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行などにより、育児や介護の役割が依然として女性に偏る傾向や、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、人権を侵害する問題への対応も、大きな課題となっています。

本市では、「所沢市男女共同参画推進条例」や「所沢市男女共同参画計画」に基づき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる社会活動の中で、男女が共同して参画する環境づくりに取り組んでいます。

【主な取り組み】

- 市民との協働により、平成16(2004)年9月、「所沢市男女共同参画推進条例」を制定し、基本理念、市・市民・事業者の責務、苦情処理制度の創設などを盛り込みました。
- 条例に基づき、平成18(2006)年3月に「第2次所沢市男女共同参画計画」を策定し、具体的な取り組みを示しました。
- 男女共同参画推進センター「ふらっと」を拠点として、各種の学習活動や啓発事業、相談事業などに取り組んでいます。

◆課題

- 男女の人権の尊重
- 性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し
- あらゆる分野の意思決定への対等な参画
- 家庭生活とその他の社会活動の両立

基本方針

- 市民一人ひとりが互いを尊重し、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、誰もがそのらしく、のびやかに生きられる社会の実現をめざします。
- 性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行を見直し、男女が対等なパートナーとして協力できる社会環境の整備をめざします。
- 性別による不当な権利侵害や女性に対する暴力の根絶をめざします。
- 国際社会での取組の成果を尊重し、国際的な枠組みの中で、誰もが共生できる社会の実現をめざします。

■女性に対する暴力の実態

配偶者等から身体的暴行、心理的脅迫、性的強要等を受けた経験のある女性	約5人に1人
配偶者等からの暴力によって命の危険を感じた女性	約20人に1人
配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	毎月約3,600件
セクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数	7,682件

出典：男女共同参画白書(H16)

■男女共同参画推進センター「ふらっと」における相談件数 (単位：件)

年度	H13	H14	H15	H16
法律相談	47	48	50	51
面接相談	204	193	139	86
電話相談	531	410	405	453

資料：男女共同参画推進センター「ふらっと」

計 画

1. 男女の人権の尊重

(1) 生涯にわたる健康維持のための支援

男性も女性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持つとともに、自らの身体について正しい情報を入手し、健康を享受できるように支援します。

(2) 女性に対する暴力等の根絶

相談や啓発事業を実施し、セクシュアル・ハラスメント^{*}やドメスティック・バイオレンスなどに代表される、主に女性が被害者となる暴力の根絶をめざします。

2. 多様な生き方の選択支援

(1) さまざまな活動へのチャレンジ支援

性別に左右されず、なにごとにも自らの判断で選択でき、さまざまな活動の中で自分の可能性にチャレンジできるような環境づくりを進めます。

(2) 男女共同参画意識の育成

学校や家庭、地域など社会のあらゆる分野における教育を充実することで、性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女共同参画意識を育成します。

3. あらゆる分野の意思決定への参画

多様な考え方を活かすため、市の政策や民間団体の方針等の意思決定に、男女の参画を促進します。

4. 家庭生活とその他の社会活動の両立支援

(1) 子育て、介護等の家庭生活における活動とその他の社会活動との両立支援

育児・介護休暇を取得しやすい環境づくりを進めるなど、男女が子育てや介護などの家庭生活における責任を分かち合うことができ、仕事や地域活動など、その他の活動との両立ができるよう支援します。

(2) 雇用の分野における男女共同参画の推進

雇用の分野において、男女が均等な機会を与えられ、意欲と能力に応じた均等な待遇を受けることができ、安心して働きながら生活できるよう支援します。



男女共同参画推進センター「ふらっと」での講演会

5年後の目標

指 標 名	現状値	目標値
審議会等の委員に占める女性の割合	22%(H16)	30%以上(H22)
【説明】 男女共同参画の取り組みとして、市の計画・方針等の意思決定に男女が共に参画しているかを測る指標で、審議会等における女性委員の割合です。現状値は、平成16年度の実績値です。目標値は現状値から3割超をめざします。		

*セクシュアル・ハラスメント……性的な言動により相手を不快にさせ、個人の生活環境を害したり、相手方の対応によって不利益を与えること。

第5節 国際化社会

現況と課題

◆現況

日本と国際社会との結びつきは密接になって、ますます重要性を増しています。国レベルの友好関係はもとより、企業や自治体、そして地域における市民レベルの交流も活発に行われています。

本市では、民間ボランティア団体である所沢市国際友好委員会をはじめ、国際交流団体と連携して、長年にわたり、姉妹都市との交流などさまざまな分野で国際交流活動を進めています。

また、市民の国際化に対する関心が高まる中、地域で暮らす外国籍市民との共生をめざしたボランティア活動が市内各所で行われ、日本語教室などを通じて、文化交流や相談活動などにも取り組んでいます。

【主な取り組み】

- 姉妹都市との市民レベルの相互交流を行っています。特に、高校生を中心とした若い世代の交流を促進しています。
- 複数のボランティア団体による日本語教室が公共施設などで活発に行われています。
- 外国籍市民の日本語学習支援のため、日本語ボランティア研修を行っています。

◆課題

- 地域コミュニティにおける多文化の共生
- 民間国際ボランティア団体等との連携強化
- 外国語による市政情報提供の充実
- 外国籍市民と市民との交流機会の拡充
- 国際情報の収集・整理・提供の充実
- 市民レベルの姉妹都市交流の促進

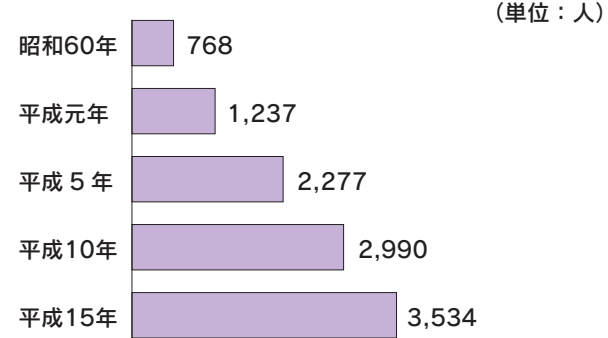


所沢市国際交流フォーラム

基本方針

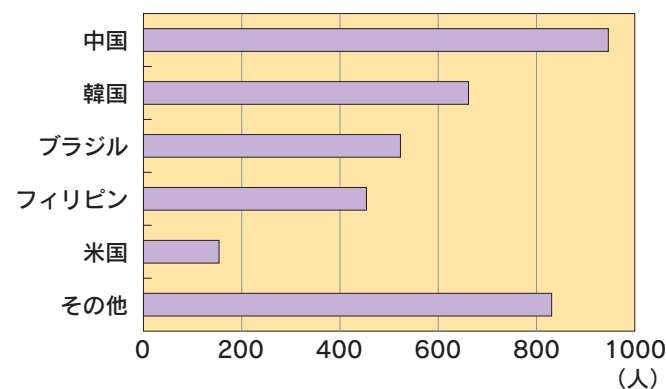
- 外国籍市民と地域住民の相互理解を深め、互いに暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 市民の国際性をはぐくむ環境づくりを進めます。
- 市民レベルの姉妹都市交流を進めます。
- 国際社会の一員として平和的貢献に取り組みます。

■市内外国人登録者の推移



資料：市民課

■国籍別外国人登録者数 (所沢市 H17.1.4現在)



資料：市民課

計 画

1. 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりの推進

- (1) 国際化に対応した公共施設の整備
公共施設や交通案内標識等の表示板・案内板を国際共通図案化するなど、外国籍市民にもわかりやすく表記します。
- (2) 外国語による市政情報提供の促進
外国籍市民が言葉や習慣の違い、情報不足などで日常生活に不便を感じることをないよう、外国籍市民の意見を取り入れながら、外国語による行政情報紙の発行等の情報提供を進めます。
- (3) 外国籍市民への相談業務の充実
外国籍市民のための生活上における相談事業やさまざまな情報提供を充実するため、他のサービス窓口や民間団体との連携をはかります。
- (4) 日本語学習の環境整備
外国籍市民の日本語学習支援のために、日本語ボランティア研修を充実し、民間団体との協働を進めるとともに、情報提供や学習の場の拡充など環境整備を進めます。

2. 国際性をはぐくむ環境づくりの推進

- (1) 外国籍市民と地域住民の交流の場の設定
外国籍市民と市民が共に生きる社会をめざして、生活習慣や文化の違いなどを分かり合える交流の場を設けます。
- (2) 国際理解教育の充実
生涯学習、学校教育の場において、国際感覚をはぐくむ環境を整備するため、必要な情報提供や事業の充実につとめます。
- (3) 帰国児童・生徒等の受入れ体制の充実
帰国児童・生徒や外国籍児童・生徒がいち早く生活文化になじめるよう、日本語習得やカウンセリングに必要な人材の紹介・関連情報の提供などを充実します。

(4) 人材の活用

市民が海外で得た知識や語学力などを学校教育や生涯学習の場で活用するため、ボランティア登録を充実します。

(5) 国際交流団体との連携・支援

地域で国際交流を推進する団体や、日本語教室などで外国籍市民を支援する団体などとの連携を通じて、民間交流を支援します。

(6) 国際社会への平和的貢献

恒久的な国際平和を願い、「所沢市平和都市宣言」の趣旨に基づき、広報活動や講演会などを通じて平和に対する市民意識の高揚につとめます。

3. 国際交流活動の促進

(1) 姉妹都市等との交流

米国・ディケイター市、中国・常州市、韓国・安養市をはじめとする海外のさまざまな国や地域と、行政・教育分野での交流や、文化、スポーツ、青少年、経済など幅広い分野にわたる市民の交流を進めます。

(2) 交流活動の支援

民間団体や市民が行う姉妹都市などとの交流に対し、国際交流団体と連携して支援するとともに、留学やホームステイなどの情報を提供します。

姉妹都市一覧

- ディケイター市(アメリカ合衆国・イリノイ州)
昭和41(1966)年5月6日締結
- 常州市(中華人民共和国・江蘇省)
平成4(1992)年4月20日締結
- 安養市(大韓民国・京畿道)
平成10(1988)年4月17日締結

5年後の目標

指標名	現状値	目標値
ボランティアによる日本語教室に参加している外国籍市民の数	延1,235人(H16)	延1,350人(H22)

【説明】外国籍市民との交流実績を示す指標です。日本語教室は、外国籍市民との相互理解を深める場として重要な役割を担っています。
現状値は、日本語教室に参加する外国籍市民の人数で、目標値は現状値から10%向上をめざします。